

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯等の当市への移住を促進し持続可能な地域社会を形成するため、市外在住の子育て世帯等の住宅取得に対して、予算の範囲内において平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 当市に5年以上住むことを前提に住所を有し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 子育て世帯等 交付申請日において、中学生以下の子どもを扶養している世帯又は夫婦のいずれもが40歳以下である世帯をいう。
- (3) 新築住宅 市内の新築した住宅又は建売住宅（過去に人の居住の用に供したことがないもののうち、建築後3年以内のもの）で、生活するために必要な居室、台所、浴室及び便所を有しており、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 専用住宅で、延べ床面積が70平方メートル以上であること。
 - イ 併用住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しており、当該部分の延べ床面積が70平方メートル以上であること。
- (4) 取得 新築住宅を建築し、又は購入することをいう。
- (5) 取得日 建物表題登記の原因日をいう。ただし、建売住宅の場合は、所有権移転の登記日とする。
- (6) 転入 他の市区町村から定住の意思をもって市内に住所を定めることをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、自己の居住の用に供する新築住宅で次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 交付申請日において取得日から1年以内の住宅であること。
 - (2) 住宅の表示、所有権の保存又は移転の登記がなされていること。
 - (3) 別荘等一時的な使用及び賃貸又は販売等営利を目的とするものでないこと。
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他法令等に違反していないこと。
- 2 補助金の交付は、補助対象住宅1戸につき1回までとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、子育て世帯等で

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当市に転入し（当市から転出後1年以内に再度転入した者を除く）、新たに補助対象住宅を取得し、その所在地に住所を定めた者であること（補助対象住宅の所有が共有にかかるものである場合は、共有者全員から交付申請の承諾を得ていること。）。
 - (2) 交付申請日において転入した日から1年以内であること。
 - (3) 住宅取得等に係る当市の他制度の助成を重複して受けていないこと。
 - (4) 世帯員全員が過去にこの要綱及び平成29年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。
 - (6) 法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 市長は、補助対象住宅の取得を行う者について、必要に応じて前項に規定する補助対象者として認定するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象住宅の取得にかかる経費とし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 土地購入にかかる経費
- (2) 外構工事にかかる経費
- (3) 仮住居等の使用にかかる経費
- (4) 家具・電化製品等の購入にかかる経費
- (5) その他市長が補助対象住宅取得に直接関係しないと認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の100分の5に相当する額又は100万円のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付申請は、平成31年3月15日までに平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯全員の戸籍の附票（第4条第2項の認定を受けていない場合のみ）
- (3) 定住確約及び同意書（様式第2号）
- (4) 取得新築住宅の新築工事請負又は売買にかかる契約書並びに領収書及び内訳書の写し
- (5) 取得新築住宅にかかる建物登記簿の全部事項証明書
- (6) 取得新築住宅の現況がわかる書類

- (7) 取得新築住宅の位置図、平面図、立体図並びに延べ床面積が分かる書類
- (8) 確認済証及び検査済証の写し（建築確認及び完了検査が必要な場合のみ）
- (9) 交付申請承諾書（様式第3号）（補助対象住宅の所有が共有にかかる場合のみ）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類を審査し、必要に応じて現況調査等を行い補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付することを決定した場合にあっては平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（手続の省略）

第9条 規則第12条及び第13条に規定する交付手続は、規則第13条の2の規定により省略するものとする。

（補助金の請求）

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金交付請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（現況調査）

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条に定める場合で、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を平成30年度五所川原市移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業費補助金返還通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに遅滞なく

返還しなければならない。

(財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助金の交付を受けた後においても、補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 取得財産については、平成31年4月1日から5年間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。